

4. ボランティアの福祉サービス

イギリスでの地域ボランティア活動の歴史は長く、現在では1年間に成人の約3分の1が何らかの形でボランティア活動に参加しているといわれている。こうしたボランティア・セクターと公共セクターとの協力は密接であり、地方自治体や保健局がその活動に関する計画や運営を行う際には、ボランティア団体の活動を考慮に入れ、さらにその活動計画の一部にボランティア団体の活動を組み込んでいる。ボランティア団体の活動が、地方自治体による高齢者や障害者に対するコミュニティ・ケアを実現させていると言っても過言でない。

ボランティア活動を奨励するための様々な施策が進められている。例えば、職業訓練局(Training Agency)が推進する「雇用訓練計画」(Employment Training Programme)や「青少年職業訓練計画」(Youth Training Scheme)等があり、ボランティア団体はこれらの計画に参加している。また「ボランティアの機会推進計画」(Opportunities for Volunteering Scheme)では、失業者が地域ボランティアとして活動することを奨励しており、この計画に基づいて失業者は失業手当を受給しながらコミュニティにおける障害者への援助プログラムに参加している。スコットランドでは「失業者ボランティア活動アクション基金」(Unemployed Voluntary Action Fund)、北アイルランドでは「地域ボランティア活動計画」(Community Volunteering Scheme)が、同様の活動を行っている。こうした政府の社会福祉活動とボランティア・セクターとの相互協力の調整に関しては、内務省のボランティア・サービス局(Voluntary Services Unit)が責任を有している。

しかしながら他方で、ボランティア団体は地方自治体が提供すべきサービスを肩代わりしており、あたかも地方自治体の下部組織的な役割を担っているボランティア団体もあり、このようなボランティア団体に対して設立当初の目的と現在の活動との食い違いがあるという指摘もある。

(1) ボランティア団体

●財政

ボランティア団体の財源は、下表に示されるように、一般からの寄付金の他、政府及び地方自治体からの補助金及び受託契約による収入、商業活動及び投資による利益等で構成されている。一般からの寄付のうち、コベナント(covenant: 契約)とよばれる制度により、4年以上にわたる一種の贈与契約に基づく寄付を行う場合、チャリティ団体(後述)は寄付者に代わって税金分の払い戻しを受けることができる。例えば、税率25パーセントの者がチャリティ団体と75ポンドのコベナントを行うと、チャリティ団体の収入は寄付者の税金払い戻し分である25ポンドと合わせて100ポンドを受け取れることになる。

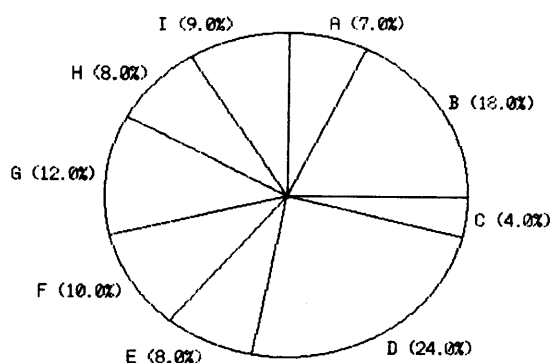
政府及び地方自治体との受託契約による収入は、NHSや福祉サービスに関する受託契約に基づく活動に対して支払われる料金で、例えばNHSの病院でベッドが足りない場合、契約に基づいてボランティア団体の病院で治療することがあり、それらに対してはNHSから費用が支払われる。政府からボランティア団体への支出は、1988年度に総額3億4400万ポンドで、このうち380万ポンドが直接の補助金として支出されている。

補助金で活動するボランティア団体の活動に関する調査が行われ、1990年4月に、

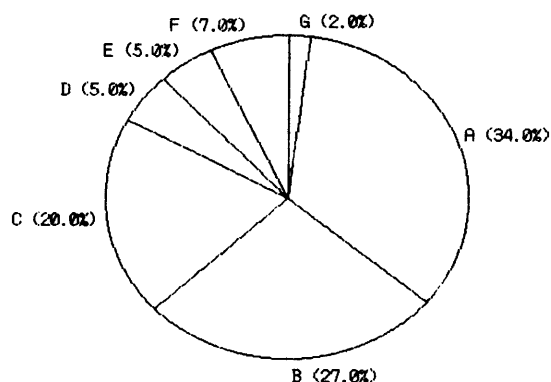
その調査に関する政府の報告書が発表された。また、最近の税制改革により企業や個人からボランティア団体への寄付が奨励されている。この例として、1990年度予算の「ギフト・エイド計画」(Gift Aid Scheme)があり、この計画によれば年間500～600万ポンドまでの寄付に対しては税金控除の対象とされることになった。加えて、ボランティア団体への寄付は直接的な寄付の他、物品の贈与、後援活動、人員の派遣、合同事業への出資、といった方法もある。

収入上位200のチャリティ団体(1988年度)

収入



目的種別



A : 募金活動収入 (7%)

B : 遺贈 (18%)

C : コベナント (4%)

D : その他の寄付 (24%)

E : 政府・自治体の補助金 (8%)

F : 政府・自治体との受託契約収入 (10%)

G : 収益事業 (12%)

H : 賃貸料・利子等 (8%)

I : 一般収入 (9%)

A : 医療・保健サービス (34%)

B : 社会福祉活動 (27%)

C : 国際援助 (20%)

D : 動物愛護 (5%)

E : 宗教 (5%)

F : 文化遺産の保護 (7%)

G : 芸術・青少年の援助 (2%)

(Central Statistical Office: Social Trend 21, 1991 edition, p.185 より作成)

●チャリティ団体

現在16万8000のボランティア団体が、チャリティ団体(慈善団体)として登録されている。このチャリティ団体としての資格は、貧困者の救済、教育・宗教の推進、人種差別の防止、保健衛生の保持、機会均等の促進といった、公共の利益の促進やコミュニティの良好な関係の促進を目的として設立されたボランティア団体に対して与えられる。こうしたチャリティ団体の設立目的の種別は、上記の表の通りである。

イングランド及びウェールズでは、「チャリティ委員会」(Charity Commission)がチャリティ団体の理事への助言、その目的あるいは運営計画に関する助言、またチャリティ団体の登録原簿の維持、チャリティ団体による土地売買の承認等を行っており、最近の法律でも、この委員会に対する権限が拡大された。

●調整機関

「ボランティア団体全国協議会」(National Council for Voluntary Organisations)は、ボランティア団体・公共機関・民間セクターと政府との間の結びつきを調整する主要な機関である。この協議会は、ボランティア団体の活動が広範な社会問題に対応できるよう、ボランティア団体の権利と独立の促進、助言や情報等の提供を行っている。スコットランド・ウェールズ・北アイルランドにもそれぞれ同様の協議会がある。

「ボランティア活動全国自治体協議会」(National Association for Councils for Voluntary Service)は、主に都市域におけるボランティア活動の発展を促進しており、200以上の地方自治体と協力したネットワークによって、イングランド全体のボランティア活動に対して財源を提供している。他方、農村地域においては「農村地域コミュニティ活動委員会」(Action with Rural Communities)があり、38の地方自治体が参加して同様の活動を行っている。

(2) ボランティア団体の種類

保健及び社会福祉に関わるボランティア団体が数多くあり、それらの規模は全国的なものから地域的な小規模のものまで様々である。最近20年間で最も急激に増えたボランティアは自助活動を行う団体(Self-help)で、例えば、就学前の子供達を対象としているプレイ・グループや特定の障害を抱える人々を援助するための団体がある。この他、近年活動が活発になっているのは、少数民族や女性の権利のための団体である。これらのボランティア団体の多くが、上記の全国協議会やその他の関係する協会に加盟しており、ボランティア団体の職員は専門のソーシャル・ワーカーや一般のボランティアの人々である。

ボランティア団体は、主に個人的なサービスの提供を行っている団体、世論に訴えたり情報交換を行う団体、あるいはそれらの両方の機能を持つ団体等、多様である。特色のある活動を行っているボランティア団体の一例として、「英国婦人ボランティア協会」では、全国的な規模で在宅の病人や高齢者に対する食事配達サービス(meals on wheels)、高齢者に対する住宅や老人ホームの提供、家庭問題の援助、事故・災害時の病院における補助等の活動を行っている。また、1300以上の「市民アドバイス事務所」(Citizens Advice Bureau)では、個人の権利に関する助言・援助、地域のボランティア活動に関する情報の提供といった活動を行っている。この他、法律相談、住宅相談を行っている団体もある。全国的ボランティア組織である「英国ボランティア・センター」(Volunteer Centre UK)は、ボランティア活動に関する情報の提供と研究を行っている。

保健・個人福祉サービスにかかわる主要ボランティア団体一覧

●社会福祉活動

家庭福祉事業関係：

家庭福祉協会 (Family Welfare Association)

家庭サービス協会 (Family Service Units)

児童虐待防止協会 (Prevention of Cruelty to Children)

家庭相談関係：

リライト (R e l a t e : 家庭相談所、旧名はNational Marriage Guidance)

児童福祉ボランティア委員会

(National Council of Voluntary Child Care Organisations)

片親家庭委員会 (National Council for One Parent Families)

社会保障手当に関する助言機関：

貧困児童アクション・グループ (Child Poverty Action Group)

権利を主張する者の会 (Claimants' Union)

孤独・失望・自殺を防ぐ団体：

サマリタンズ (いのちの電話 : Samaritans)

●医療・保健サービス

医療・保健全般：

英国赤十字協会 (British Red Cross Society)

セント・ジョン救急協会 (St John Ambulance)

英国婦人ボランティア協会 (Women's Royal Voluntary Service)

病院友の会 (Leagues of Hospital Friends)

障害者・高齢者のための団体：

英国盲人協会 (Royal National Institute for the Blind)

英国聾啞者協会 (Royal National Institute for the Deaf)

英国障害者リハビリテーション協会

(Royal Association for Disability and Rehabilitation)

心身障害者生活協会 (Disabled Living Foundation)

心身障害者所得援助会 (Disablement Income Group)

精神病患者協会 (M I N D : National Association for Mental Health)

英国精神障害者協会

(MENCAP : Royal Society for Mentally Handicapped Children and Adults)

脳性まひ患者協会 (Spastics Society)

アルコール中毒患者の会 (Alcoholics Anonymous)

老人の会 (Age Concern)

老人援助会 (Help the Aged)

●その他

宗教的動機に基づく団体：

救世軍 (Salvation Army)

イギリス国教会救世軍 (Church Army)

イギリス国教会児童協会 (Church of England Children's Society)

イギリス国教会社会援助協会 (Church of England Council for Social Aid)

YMCA (Young Men's Christian Association)

YWCA (Young Women's Christian Association)

カトリック家庭相談協会 (Catholic Marriage Advisory Council)

ユダヤ教福祉委員会 (Jewish Welfare Board)

都市教会基金 (Church's Urban Fund)

青少年によるコミュニティ活動団体：

コミュニティ・サービス協会 (Community Service Volunteers)

ボーイ・スカウト連盟 (Scouts)

ガール・スカウト連盟 (Girl Guides)

教会の運営する団体：

タイム・フォー・ゴッド計画 ('Time for God' scheme)

5. 社会保障 (Social Security)

(1) 社会保障制度

社会保障とは社会的弱者に対する経済的な援助であり、その対象となるのは高齢者、病人、障害者、失業者、寡婦、児童といった人々である。社会保障制度に基づく給付は、大きく2つのカテゴリーに分けられる。一つは、保険料を納めた者に援助が与えられる「拠出給付」(contributory)、もう一つは保険料を納めたか否かにかかわらず援助が受けられる「無拠出給付」(non-contributory)である。前者は、老齢・死亡・傷病・障害・出産・失業・業務災害といった所得の喪失または減少をもたらす現象・事故に際し、「国民保険基金」(National Insurance Fund)から生活水準を保障するための援助が与えられる。国民保険基金の財源は、事業主・被雇用者・自営業者からの拠出金(保険料)と政府の国庫負担金である。後者の無拠出給付は一般財源から支出され、さらに所得関連給付とそれ以外の給付(社会給付)に分けられる。所得関連給付は、給付を受ける本人の収入に応じて給付額が決定され、これ以外の無拠出給付は、児童や障害者等を対象として一定の受給資格を満たす者に手当を支給する制度である。

社会保障に関する支出は近年増大し続けており、その理由として、年金生活者、長期療養患者、心身障害者、失業者等の社会保障の対象となる人数が増大していることがあげられる。財政改革を含む社会保障に関する改革は、1986年の「社会保障法」(Social Security Act)に基づき、1988年から実施された。主な改革としては、後述する国家比例所得年金制度の適用除外があり、個々の事業所で独自に行う職域年金や民間の年金制度を選択できる権利が被雇用者に与えられた。また、家族手当、所得援助、住宅手当等の制度の改革として、所得に応じた給付制度が導入された。

●行政

住宅手当を除く社会保障全般の運営は、政府の社会保障省(Department of Social Security)により行われており、給付金及び行政に関わる費用は政府が直接支出する。他方、住宅手当は、社会保障省から補助金を受けた地方自治体から支給される。また、社会保障全般にわたる助言を与えるための「社会保障諮問委員会」(Social Security Advisory Committee)が設置されている。

社会保障省の地方出先機関として、約500の地域社会保障事務所(local social security office)が設置されており、各種の給付申請の受付、受給資格の審査を行っている。これらを統括する地方事務所(regional office)が全国に7カ所あり、これらをコンピュータで結んだ「情報サービス局」(Information Technology Service Agency)が設置されている。また、「給付金局」(Benefits Agency)と「拠出局」(Contributions Unit)が1991年4月に設立される予定である。

●社会保障に関する相談サービス

社会保障制度に関する相談や情報を提供するサービスとして、「社会保障無料電話相談」(Freeline Social Security Service)があり、1989年度には100万件以上の相談

を受けた。また、「アドバイス・ライン」(Advice Line)は主として被雇用者に対する社会保障制度の相談・助言を行っており、「エスニック無料電話相談」(Ethnic Freeline Service)はパキスタン語やインド語で相談に応じている。

(2) 国民保険

16才以上65才(女子は60才)未満のイギリス居住者には、国民保険制度が適用され、保険料拠出の義務が課せられている。労働災害給付に関しては保険料の拠出義務はないが、その費用は国民保険基金から支出される。

国民保険の拠出額(保険料)は、第1種～第4種に分かれている。その拠出額は、所得に準じており、事業主と被雇用者双方が被雇用者の給与に応じて規定された割合で拠出する。

「第1種保険料」はフルタイムの給与所得者に対して適用され、1989年10月から下表の新しい計算方式に基づいて拠出額が決められている。

週所得	第1種保険料率			
	被雇用者		事業主	
	標準	適用除外	標準	適用除外
43ポンド未満	2%	-	10.45%	-
43ポンド以上				
最初の43ポンド	2%	2%	10.45%	10.45%
£43～325	9%	7%	10.45%	10.45%

$$\text{被雇用者の標準保険料} = \text{£}43 \times 2\% + (\text{週所得} - \text{£}43) \times 9\%$$

(Introduction to Social Administration in Britain, p.29に基づいて作成)

週所得43ポンドは最低所得額(lower earnings limit)で、フルタイムの平均賃金の20～25パーセントの水準であるが、これ以下の所得の場合でも2パーセントの保険料を支払う。週43ポンド以上の所得がある場合には、最初の43ポンドまで2パーセント、それを超える分については9パーセントの保険料となる。週所得325ポンドは最高所得額(upper earnings limit)であり、フルタイム労働者の平均賃金の約1.5倍に相当するが、これを超えた場合にも325ポンドとみなされる。第1種保険料の事業主拠出分はすべて10.45パーセントである。これらの基準となっている最低・最高所得額、保険料率、各手当の支給額は、会計年度ごとに大蔵大臣が決定する。

第1種保険料拠出の例外として、結婚している女性及び寡婦に対しての割引制度がある。また、定年以降も働いている被雇用者には拠出の義務がないが、事業主はこれらの人々に関しても10.45パーセントの保険料を拠出する義務がある。適用除外(contract out)については後述する。第1種保険料は所得税とともに源泉徴収されており、この保険料によってすべての保険給付の受給資格が与えられる。

「第2種保険料」は、自営業者に適用され、年2350ポンド以上5050ポンドまで

の所得のある者に課せられる定額の保険料で、1989年度の額は週4.25ポンドである。「第4種保険料」は、高所得の自営業者に適用され、年間の所得（利益）が5050ポンド以上16900ポンドまでの自営業者に対して、その利益の6.3パーセントが保険料として課せられる。16900ポンドを超える場合は、16900ポンドとみなされる。自営業者のうち、規定の最低所得額（2350ポンド）に至らない者は、保険料免除の申請をすることができる。また、自営業者で定年を超えた者は、保険料拠出の義務がない。

第2種・第4種保険料、任意の第3種保険料

年所得	第2種(週)	第4種(年)	第3種(週)
2,350ポンド以下	-	-	£4.15
2,350~5,050ポンド	£4.25	-	-
5,050~16,900ポンド	-	所得×6.3%	-

(Department of Social Security, Social Security Statistics 1989 より作成)

「第3種保険料」は、自営業者・給与所得者にかかわらず、任意に納めることのできる定額の保険料で、89年度は週4.15ポンドである。この保険料を拠出した者は、退職給付、寡婦給付、葬祭一時金等が支給される。

国民保険基金からの給付は、一定の期間にわたり保険料を拠出した場合に100パーセントが給付され、それに達しない場合には減額される。給付額は毎年、物価に応じて引き上げられ、通常週ごとに給付される。これらの給付に関するその種類、受給額、及び受給資格に関しては、(3)以下に述べる通りである。なお、本文中の給付金額は1990年度の金額である。

(3) 退職年金

「国家退職年金」(state retirement pension: 基礎年金)は女子60才、男子65才から、本人の申請により給付が行われる。1986年の性差別法(Sex Discrimination Act)では、特定の職業において男女の退職年齢に差をつけることを禁じているが、国家退職年金の給付開始年齢は性による違いを認めている。基礎退職金は、保険料を拠出した本人に週46.90ポンド、その配偶者に週28.20ポンドが支給される。本人が死亡した場合は、配偶者がその年金を引き継ぐ。また、退職年金は本人の所得にかかわらず支給される。男性の65~69才、女性の60~64才の人が、退職年金の受給を据え置いた場合、その期間に応じて年金が増額される。

「無拠出退職年金」(non-contributory retirement pension)は1970年に制度化され、1948年当時既に定年に達していた現在80才以上の人々に対する年金である。イギリスに居住しているという要件を満たし、退職年金を受給せず、あるいは減額されている者に、週28.20ポンドが支給される。

「国家所得比例年金」(earnings-related pension)は、1978年から実施され基礎年金と併せて支給される。この年金は第1種保険料を拠出した退職者に対して支給され、

その金額は、第1種保険料を拠出した年度の所得額（最低所得額以上、最高所得額まで）のうち、その額が大きい上位20を平均した額の25パーセントである。この給付率は、2000年以降の10年間で20パーセントまで引き下げられる予定である。

以上のような年金給付のうち、給付額が規定された生活費水準に達しない者は所得援助（income support）を申請することができ、本人に週11.80～17.50ポンド、配偶者に週6.15～6.75ポンドの範囲で支給される。

重度の障害を持つ親族を介護するため、あるいは子供を養育するために一定期間離職する者に対して保険料の免除制度があるが、その場合にも退職年金申請の権利は保障されている。男性と同率の保険料を拠出していた女性に対しては、男性と同額の年金が支給される。

●職域年金と個人年金

「職域年金」（occupational pension）を設けている事業主は、「職域年金委員会」（Occupational Pensions Board）に申請することにより、国家所得比例年金を「適用除外」（contract out）とすることができる。その条件としては、職域年金により国家年金の付加制度（所得比例年金等）以上の給付を行うことが要求される。ただし、基礎年金は適用除外にかかわらず、支給される。現在のところ、約5万件の職域年金計画があり、1千万人以上、すなわち労働人口の約半数がこれに加入している。

職域年金制度の改革の一環として、定年以前に転職した人の年金が物価上昇率と対照して目減りしないよう保護する方策が採用された。すなわち、転職者がこれまでに支払った職域年金の保険料を、国家所得比例年金制度や他の職域年金制度に移行する際に、物価上昇率を考慮した価値判断で新しい制度に組み入れることができるようになった。

これに加えて、1986年の社会保障法は、被雇用者が「個人年金制度」（personal pension）を選択する権利を認めた。これにより被雇用者は、国家所得比例年金制度や職域年金制度をやめて、適用除外を認められている銀行、住宅金融組合、あるいはその他の金融機関の年金制度に加入することができる。現在、約370万人がこうした個人年金に加入している。

また1990年の社会保障法では、こうした職域年金制度や個人年金制度を保護するための様々な規定を設けており、その1つに「年金オンブズマン」（Pensions Ombudsman）が設けられた。

（4）出産給付及び児童給付

法定の「出産給与」（statutory maternity pay）制度により、出産のために休職する女性は直接事業主から出産給与を受け取ることができる。これは、国民保険の給付ではないが、事業主には国民保険の保険料によって賄われている「出産給与基金」（Maternity Pay Fund）からその負担分が支給される。出産給与は、出産予定の15週間までに6カ月以上同じ事業主の元で勤務し、出産予定前の8週間の平均給与が国民保険の最低所得以上である女性に支給される。出産給与は通常18週間支給され、2年以上継続して勤務していた女性に対しては、最初の6週間は平均給与の90パーセント、残りの12週間は定額の週39.25ポンド（最低所得額×90%）が支給される。他方、6カ月以上2年間ま

で勤務していた女性に対しては、18週間を通して週39.25ポンドが支給される。

自営業者、あるいは最近転職・退職したという理由で、出産給与を受給する資格のない女性には、「出産手当」(maternity allowance)として週35.70ポンドが18週間支給される。受給要件は、出産予定の15週間までの1年間に6カ月以上の国民保険料を支払っていることである。

所得援助あるいは家族手当を受けている者への出産費用援助として「出産一時金」(maternity grant)がある。これは「社会基金」(social fund)から子供1人に対して定額の一時金が100ポンド支給される。また、28週以上妊娠し死産した場合や1才未満の養子をとった養親にもこの一時金が支給される。

子供に対する社会保障手当として、無拠出給付の「児童手当」(child benefit)があり、子供1人につき定額の週7.25ポンドが、通常母親に対して支給される。これは子供が16才になるまで非課税で支給されるが、上級課程以外のフルタイムの教育を受けている子供に関しては19才まで支給される。また、1人以上の子供を養育している独身者に対して「片親手当」(one-parent benefit)が支給される。これは児童手当に加算されるが、1世帯につき定額の週5.60ポンドであり、養親・保護者等の実の親以外の独身者の場合にも同様に支給される。孤児を養育している保護者に対しては、「保護者手当」(guardian's allowance)が児童手当に加算して支給される。これは定額の週9.65ポンドである。

(5) 寡婦給付

国民保険料を拠出している夫が死亡した場合、寡婦には「寡婦一時金」(widowed payment)として一律1000ポンドが非課税で支給される。夫が労働災害あるいは職業病により死亡した場合は、その夫が国民保険料を拠出していたか否かにかかわらず、寡婦一時金が支給される。この制度は1988年4月から、一定の金額を26週間にわたり支給した「寡婦手当」(Widow's Allowance)に代わって導入された新制度である。

寡婦に19才未満の子があり児童手当の受給資格がある場合には、「寡婦母親手当」(widowed mother's allowance)として週46.90ポンドと、それに加えて子供1人につき週9.65ポンドが支給される。寡婦母親手当は、子供が19才を超え児童手当の給付資格を失うまで支給され、その後は「寡婦年金」(widow's pension)の支給となる。寡婦年金は、夫が死亡した際の年齢が45才以上の寡婦に支給される。満額(週46.90ポンド)が支給されるのは55才以上の寡婦であるが、45~54才までは年齢に応じて減額される。寡婦が再婚するか、あるいは退職年金の給付を受けるようになれば、寡婦年金の給付は停止される。寡婦には労働災害障害手当に基づく給付も受けられる。

(6) 傷病・障害給付

●傷病給付

傷病のため休職あるいは離職しなければならない被雇用者に対して事業主は「法定傷病給与」(statutory sick pay)を支払わなければならない。この給与は国民保険の傷病手当に代わって支払われ、事業主はこの費用を、納めるべき第1種保険料と相殺できている。傷病給与は、受給資格のある被雇用者に対して、就労不能となった4日目

以降28週間にわたって支給され、その額は被雇用者の所得に応じて週39.25～52.50ポンドの間である。また、被雇用者の配偶者あるいは成人の扶養家族に対する付加手当がある。

法定傷病給与の受給資格に達しない被雇用者、あるいは第2種保険料を拠出している自営業者は、「傷病手当」(sickness benefit)を週35.70ポンド受給することができる。

●就労不能給付

上記の法定傷病給与受給期間(28週間)が終了してもなお就労不能の者に対して、「就労不能年金」(invalidity pension)が支給される。これは本人に対して週46.90ポンド、その配偶者あるいは成人の扶養家族に対して週28.20ポンド、子供に対して1人につき週9.65ポンドである。この就労不能手当は、特に受給資格はなく、法定傷病給与、傷病手当が支給されていた者には支給される。

「就労不能手当」(invalidity allowance)は、就労不能となった日が退職年齢の5年以上前(男子60才、女子55才未満)であった就労不能年金受給者に対する付加手当であり、年齢に応じて週10ポンドまでが支給される。

これらの手当は、現在のところ所得比例年金と併せて受給できるが、1990年の社会保障法により1991年4月以降はその他の年金を付加できなくなる。すなわち、就労不能給付と所得比例年金、双方の受給資格がある者には、どちらか高額の年金のみ支給される。

●重度障害者手当

「重度障害者手当」(severe disablement allowance)は、16才以上退職年齢以下の重度障害者が、就労不能であるが国民保険の受給資格を満たさない場合に給付され、支給額は週28.20ポンドである。

●労働傷害障害手当

「労働傷害障害手当」(industrial injuries disablement benefit)は、就労中の傷害による身体的・精神的障害、あるいは規定された傷病を負った者に対し、事故の日から15週以降に支給される。受給資格を得るまでの期間中も就労不能の者には、法定傷病給与あるいは傷病手当が支給される。

この手当の支給額は、障害・傷病の程度及び予想される快復までの期間に比例して決定される。この障害・傷病の程度に関しては、「医療委員会」(medical authority)が審査を行い、その程度はパーセントで示される。例えば両手の欠損は100パーセント、片手の欠損は60パーセント、親指の欠損は30パーセントなどのように定められている。支給額は、下表に示すように障害程度に応じて金額が定められており、障害程度に端数のある場合には四捨五入する。

労働災害障害手当の障害程度と受給額（単位：ポンド）

障害程度	100%	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20-14%
週受給額	76.60	68.94	61.28	53.62	45.96	38.30	30.64	22.98	15.32

障害程度14パーセント未満の障害者には通常障害手当の支給はないが、例外として肺塵症や綿肺症といった進行性の呼吸器の疾病に対しては支給される。

また、障害程度100パーセントで常時介護の必要がある障害手当受給者に対して「常時介護手当」(constant attendance allowance)が支給される。この手当は介護の必要度に応じて4段階の額が定められている。さらに、常時介護手当の最高額の手当を受給しており、それが永続的に必要とみなされる重度障害者に対して「特別重度障害手当」(exceptionally severe disablement allowance)が併せて支給される。

●その他の給付

無拠出給付で非課税の「障害者介護手当」(attendance allowance)は、重度障害で介護の必要のある者に対して、その必要度に応じて週37.55～23.05ポンドが支給される。これには年齢の上限がない。他方、上記の常時介護手当あるいは障害者介護手当を受給している障害者の付き添いのため、週に35時間以上付き添いに従事し、そのため就労できないか、あるいは十分な収入を得られない16才から退職年齢までの者(男女を問わない)に対して、「付き添い者手当」(invalid care allowance)が支給される。これは無拠出給付で、その額は週28.20ポンドである。こうした付き添い者は、扶養家族のための付加手当を申請することができる。

障害が原因となって所得が低下したり通常の職業に就けない場合には、「所得低下手当」(reduced earnings allowance)が支給される。

身体障害のため歩行が不可能もしくは歩行が極めて困難である者は、非課税の「移動手当」(mobility allowance)を申請することができる。これは週26.25ポンドで、5才以上66才未満の者に支給され、80才まで延長が可能である。この移動手当を利用して障害者用自動車を取得しようと考えている身障者には、「モータビリティ」(Motability)という団体が広範な援助を提供している。

政府は、障害者介護手当と移動手当の改革を提案し、障害者の就労の機会を促進しようと考えている。

(7) 失業手当

最近イギリスの失業者数が再び増加する傾向を示しており、大きな社会問題となりつつある。これには様々な要因が指摘されているが、主要な原因としては、経済不況によって製造業を中心に雇用調整が進んだこと、特にこの分野の技術革新によって雇用吸収力が急速に弱まっていることが指摘できよう。さらに、政府の支出削減によって公共セクターでの雇用機会も大きく減少している一方、他方では女子労働に対する需要の増大などから労働総人口も拡大している。

失業者数の動向（各年とも6月のデータ、1990年は5月のデータ）

	1971	1975	1980	1982	1984	1986	1988	1989	1990
人数(千人)	751	941	1664	2916	3160	3293	2341	1743	1579
失業率(%)	3.3	4.0	6.8	12.1	13.1	11.8	8.3	6.1	5.5

（1982年までの数字は社会保障研究所編『イギリスの社会保障』107頁より、1984年以降は、Central Statistical Office: Key Data 1990/91 edition, p.17 より作成）

上記の表では、失業率が減少しているように見えるが、失業率の計算方式が異なっている点に注意しなければならない。すなわち、現在の失業者数は「失業給付事務所への給付申請者」を失業者数としており、労働総人口は「全被雇用者数+失業者数+自営業者数+軍人」となっている。しかし、1986年以前の失業率の計算式は「失業者数÷（全被雇用者数+失業者数）」であった。したがって、86年以降の失業率は上記の数値よりさらに2パーセント程度高いと考えられ、ジョブセンターへの求職登録者数は失業者数より多数であると考えられる。

さて、国民保険に加入する被雇用者が失業した場合、「失業手当」(unemployment benefit)が支給される。その条件として、働く能力があり、第1種保険料を拠出する被雇用者として就労できる状態にあり、失業中であることが要求される。したがって、次のような場合には失業保険の受給資格が最高26週間停止される。すなわち、正当な理由のない退職、過失による失業、適当な職を提供されたにもかかわらず理由なしに拒否した場合等である。また、退職年金、傷病給付、障害給付、付き添い者手当、出産手当等を受給している場合も、失業手当の受給資格がなくなる。

失業手当の受給資格を満たした場合、定額の失業手当として本人に週37.35ポンド、配偶者に週23.05ポンドが支給される。60才以上の失業者に対しては、受給している退職年金額に応じて失業手当が減額される。失業手当は、失業した3日後から1年間支給され、再就職した場合はその時点で中断される。失業手当が1年間支給された後も依然として失業中の場合、失業手当の支給は中止されるが、次に述べる所得援助を申請することができる。再就職の後、再び受給資格を満たせば、失業手当を受けることができる。

失業者に子供がいる場合の付加給付制度は1984年に廃止され、また退職年齢以前の者に対する「所得比例補足給付」(earnings-related supplement)制度も1982年に廃止された。政府のボランティア活動推進策の一環として、失業手当を受給中の者がコミュニティのボランティア活動に従事しても、失業手当の受給資格が失われないとされている。

失業者に対する財政的援助に加えて、再就職への機会を拡大することが重要である。現保守党政権は労働市場政策として、青少年失業者対策・長期失業者対策・自営業開設援助政策を積極的に進めており、この例として、ジョブセンターによるカウンセリング、広範な職業訓練の提供、自営業開設への多様な法律上・税制上の優遇といった施策を講じている。さらに1989年の社会保障法では、失業者が積極的に再就職するよう奨励する規定

を設けている。しかしながら、1990年12月の調査で、失業者数は184万人を超え、失業者の伸び率が最近10年間で最悪となっており（the Times, 91/01/18）、政府の失業対策は難航しているといえよう。

（8）所得援助

所得援助（income support）制度は、1986年の社会保障法に基づく改革によって、1988年4月よりこれまでの補足給付（supplementary benefit）に置き換えられた制度であるが、救貧法以来の長い歴史を持つ無拠出の公的扶助制度である。この援助を受ける資格としては、イギリスに一定期間以上居住する16才以上の者で、失業中あるいは週24時間以上の労働に従事していないこと、フルタイムの上級課程教育を受けていないこと、所得及び資産が生活するために十分な水準に達しないことである。ここでの所得には、国民保険からの様々な給付が加算される。ただし、戦争障害年金・戦争寡婦年金等は一部加算され、障害者移動手当・障害者介護手当は加算されない。また、資産に関しては、貯蓄が6000ポンド以上の者は受給資格がなく、貯蓄額3000～6000ポンドの者に関しては、その250ポンドごとに週1ポンドの所得があると見なす。また、住宅は資産として考えないが、投資的資産は加算される。

加えて、就業可能なことが受給資格として要求されることがある。また、労働争議が原因となり所得援助の資格が生じた者にはこの制度は適用されないが、その扶養家族に対しては給付が行われる。事故・災害等により所得援助の必要が生じた者に対しては、例外的な受給資格を認めることが規定されている。この援助を受ける者には、同時にその他の社会保障手当を受給する権利が与えられる。

支給額は、年齢・家族構成によって広範に設定されており、18才以下の独身者に対する週21.90ポンドから、夫婦の片方が18才以上の場合に週57.60ポンドまでである。これに加えて、児童・片親・退職・長期傷病・障害に対する追加手当が支給される。

（9）住宅手当

住宅手当（housing benefit）は、地方自治体により管理されており、低所得の人々の家賃を援助する制度であるが、1988年に大幅な改革が加えられた。受給資格に関しては、所得援助制度と同様の所得調査が行われる。一定の所得水準に達しない低所得者には、住宅手当として家賃の100パーセントが援助される。対象となる住宅は、本人が自宅、すなわち通常の住居として居住していることが要求され、業務用施設は除外される。住宅の形態は、独立・共同を問わず、ホステル・移動住宅等も含まれる。支給額は、所得援助・家賃・家族構成等の要素を考慮して決定される。

（10）コミュニティ・チャージ手当

地方税としてのコミュニティ・チャージ（community charge）は、ポール・タックスとも呼ばれているが、1990年4月より（スコットランドでは1989年4月より）導入され、これに伴い所得援助の受給者及び低所得者に対するコミュニティ・チャージ手当制度が導入された。この手当の受給資格も基本的には所得援助・住宅手当制度と同様であり、資格が認められた者は、最高80パーセントまでの割引が受けられる。

(11) 家族手当

家族手当 (family credit) は、1988年4月に「家族所得補助」(family income supplement) に代わって導入された制度で、1人以上の子供がおり、フルタイム(週24時間以上)で働く低所得者に対する非課税の援助である。この手当は、受給者が片親・両親、あるいは自営業・被雇用者にかかわりなく支給される。受給資格には、所得援助と同様の資産調査が行われる。

支給額は、児童手当・片親手当等を除いた純所得、及び子供の年齢に基づいて算出される。週の純所得が57.60ポンドを超えない者に対する36.35ポンド、加えて子供の年齢に応じた金額が加算される。ただし、純所得が1ポンド増えるごとに70ペンスずつ減額される。すなわち計算式は、(親+子支給額) - (純所得 - 57.60) × 0.7となる。

家族手当支給額 (単位: ポンド)

	親	子供			
		11才未満	11-15才	16-17才	18才
支給額	36.35	8.25	14.15	17.80	25.10

(B. Lakhani & J. Read, National Welfare Benefits Handbook から作成)

(12) 社会基金

低所得者あるいは特殊なニーズや緊急のニーズを持つ人々に対する財政援助制度として、一時金または貸付金の支給があり、「社会基金」(social fund) から支出される。この基金からの給付に関する細かい規定はなく、受給資格や受給金額等の決定権限の大部分は、社会保障省の社会基金担当官 (Social Fund Officer) による自由裁量に任されている。しかしながら、社会保障省は担当官の決定を補助するための詳細な要綱を発行しており、社会基金担当官はこれに基づいて決定する。受給申請者がその決定に同意できない場合、裁判に訴える権利はないが、決定の見直しを地方事務所に求めることができる。さらに不満の場合は、準独立社会基金調査官 (quasi-independent social fund inspector) に対して決定の見直しを求めることができる。

この基金による援助として、第1に、重大な臨時出費に対する貸付金があり、これは低所得者世帯の突然の出費に対応するものである。この例としては、家具の買い替えや家の修繕などの臨時費用に対する援助があげられる。第2は、緊急時・災害等に対応した援助であり、盗難・火事・洪水等で緊急の出費が必要な世帯に援助である。第3は、コミュニティ・ケア援助であり、この例としては、障害者が病院・施設から自宅に戻るための引越しや家具の費用に対する援助である。

また、出産一時金、葬祭一時金 (funeral grant)、異常低温気象時の暖房に対する費用援助といった低所得者に対する援助が社会基金から行われる。

(13) 戦争年金

戦争が原因となった障害・死亡に対して年金が給付されるが、その対象となるのは軍人の他、商船で航行中の者、民間防衛に当たった者、さらに敵の攻撃を受けた一般市民である。

「戦争障害者年金」(war disablement pension: 基礎年金)は、軍隊での地位・障害の程度により算定され、最高額は週£76.60である。これに加えて扶養家族の手当も支給される。また教育費の給付が行われることもある。この基礎年金を基本として、障害の程度や個々のニーズに対応した多様な手当の制度があり、以下の通りである。

- ・戦争治療手当(war treatment allowance): 障害治療中で就労不能の者に対して、基礎年金100%と扶養家族手当の合計に相当する額が支給される。
- ・就労不能補助(unemployability supplement): 重度の障害のため就労不可能か就労が極めて困難な者に対する給付。扶養家族手当も支給される場合がある。
- ・就労不能手当(invalidity allowance): 上記就労不能補助を受給する者に、障害の年数に応じた給付が行われる。
- ・常時介護手当(constant attendance allowance): 障害により常時介護が必要な者に、その必要度に応じた手当が支給される。
- ・重度障害者職業手当(severe disablement occupational allowance): 高率の常時介護手当を受給しているが、有給の職を有している障害者に対する給付。
- ・特別重度障害手当(exceptionally severe disablement allowance): 高率の常時介護手当を受給している障害者に対する追加的な給付。
- ・職業水準低下手当(allowance for lowered standard of occupation): 軽度の戦争障害者で、その障害のために所得水準が低下したり、通常の職業に就くことができなくなった者に対する給付。
- ・高齢手当(age allowance): 65才以上で障害程度40パーセント以上の高齢障害者に対する給付。支給額は週5.40~16.70ポンドである。
- ・衣服手当(clothing allowance): 障害が原因で特別の衣服が必要な場合の手当。
- ・快適手当(comforts allowance): 重度障害者に対する特別手当。
- ・戦争年金者移動補助(war pensioners' mobility supplement): 戦争の障害のために歩行不可能か、それが極めて困難な者に対する交通費の援助。

また、重度障害の夫が就労不能手当あるいは常時介護手当を受給中に障害が原因して死亡した場合、妻には夫の戦争年金及び夫が受けていたその他の手当を加算した額が特別手当として26週間支給される。この場合、就労不能手当・戦争障害治療手当に伴う配偶者手当は差し引かれる。この期間が終了すると「戦争寡婦年金」(war widow's pension)が引き続き支給され、子供に対する付加手当も加算される。

他方、夫の戦死により寡婦となった者が、その夫の子供を持つ場合、年齢が40才以上、あるいは自活できない場合には、戦争寡婦年金が支給される。また、常時介護手当を受けていた夫が死亡した場合には、その死因にかかわらず戦争寡婦年金が支給される。戦争寡婦年金の金額は夫の地位に応じて定められており、週60.95~60.70ポンドであ

る。この他の、遺族に対する給付は次の通りである。

- ・家賃補助(rent allowance)：子供のいる戦争寡婦が受給できる手当。
- ・寡婦高齢手当(elderly widows age allowance)：戦争寡婦が65才になった時点でこの手当が追加される。また70才、80才でさらに増額される。
- ・両親／扶養家族戦争年金(parent's or other dependant's war pension)：戦死した者の両親あるいは親類が必要に応じて受給できる年金。
- ・葬祭一時金(funeral grant)：戦争障害が原因して死亡した場合、障害の治療中に病院で死亡した場合、常時介護手当の受給中に死亡した場合には、社会保障省がその葬祭費用の一部を援助する。

こうした戦争障害者やその家族に対する援助は、主に社会保障省から提供されているが、退役軍人組織(ex-Service organisation)やその他のボランティア団体と密接な協力が行われている。これらの団体は、戦争による障害者や遺族に対して、財政的及び人的な援助を行っている。

(14) 税制

社会保障手当のうち、児童手当・出産手当・傷病手当・就労不能手当・障害手当は、課税の対象となる。他方、高齢者や保護の必要のある者を対象とした手当には、非課税措置がとられている。例えば、所得援助(失業中・労働争議中の者に対する援助は除く)・家族手当・常時介護手当・障害者移動手当・重度障害者手当・労働傷害障害手当・所得低下手当・戦争年金は非課税として扱われる。

(15) 社会保障以外の援助

失業者や低所得者に対する社会保障以外からの援助は、多様な分野で行われている。例えば、NHS料金の免除、眼鏡料金手当、無料の学校給食、無料の法律相談等、失業者に対する成人職業教育、文化的展示会等の割引制度、退職者に対する交通機関の割引運賃制度などがある。

社会保障制度による給付項目一覧

	参照頁
国民保険（保険料拠出を求められる） *は国民保険以外の給付	
退職給付	
国家退職年金(state retirement pension)	32
国家所得比例年金(state earnings-related pension)	32-33
*職域年金(occupational pension)	33
*個人年金(personal pension)	33
寡婦給付	
寡婦一時金(widow's payment)	34
寡婦年金(widow's pension)	34
*寡婦母親手当(widowed mother's allowance)	34
傷病・傷害給付	
*法廷傷病給与(statutory sick pay)	34
傷病手当(sickness benefit)	35
就労不能年金(invalidity pension)	35
就労不能手当(invalidity allowance)	35
出産給付	
*出産給与(maternity pay)	33
出産手当(maternity allowance)	34
労働災害給付	
労働傷害障害手当(industrial injuries disability benefit)	35
常時介護手当(constant attendance allowance)	36
特別重度障害手当(exceptionally severe disablement allowance)	36
所得低下手当(reduced earnings allowance)	36
失業手当	
失業手当(unemployment benefit)	36-37
無拠出給付（保険料拠出が要求されない）	
所得関連給付	
所得援助(income support)	38
住宅手当(housing benefit)★地方自治体からの給付	38
社会手当	
家族手当(family credit)	39
児童手当(child benefit)	34
片親手当(one-parent benefit)	34
保護者手当(guardian's allowance)	34
コミュニティ・チャージ手当 (community charge benefit)	38

障害給付	
障害者介護手当(attendance allowance)	36
付き添い者手当(invalid care allowance)	36
所得低下手当(reduced earnings allowance)	36
障害者移動手当(mobility allowance)	36
重度障害者手当(severe disablement allowance)	35
年金給付	
無拠出退職年金(non-contributory retirement pension)	32
戦争年金	
戦争障害者年金(war disablement pension)	40
戦争寡婦年金(war widow's/dependant's pension)	40-41
社会基金給付	
出産一時金(maternity grant)	34,39
葬祭一時金(uneral grant)	39
貸付金・災難援助・コミュニティ・ケア援助	39

参考文献一覧

- The Central Office of Information, Britain 1991. An official handbook. 1991, HMSO.
- The Central Office of Information, Britain 1990. An official handbook. 1990, HMSO
- Brown, M. & Payne, S., Introduction to Social Administration in Britain. 7th edition, 1990, London: Unwin Hyman.
- Legrand, J. & Robinson, R. ed., Privatisation and the Welfare State. 1984, London: Unwin Hyman.
- Allsop, J., Health Policy and the National Health Service. 5th impression, 1990, Harlow: Longman.
- Baugh, W. E., Introduction to the Social Services. 5th edition, 1987, London: Macmillan Education.
- Lakhani, B. et al., National Welfare Benefit Handbook. 20th edition, 1990, Child Poverty Action Group.
- Gutch, R., Christion, K. & Spencer, K., Partners or Agents?: Local Government and the Voluntary Sector - Changing relationships in the 1990s. 1990, National Council for Voluntary Organisations.
- Department of Health, Health and Personal Social Services Statistics for England. 1990 edition, 1990, HMSO.
- Department of Social Security, Social Security Statistics 1989. 1989, HMSO.
- Central Statistical Office, Social Trends 21. 1991 edition, 1991, HMSO.
- Central Statistical Office, Key Data. 1990/91 edition, 1990, HMSO.
- 社会保障研究所編『イギリスの社会保障』、1987年、東京大学出版会。
- 厚生省編『厚生白書』（平成元年版）、1990年、厚生統計協会。

「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発 刊 日
第 3 6 号	英国における社会福祉	1991/10/17
第 3 5 号	英国における教育	1991/10/17
第 3 4 号	米国におけるへき地医療施策	1991/ 9/20
第 3 3 号	「地方団体のための新税」協議書	1991/ 8/ 9
第 3 2 号	ニューヨーク州「納税者訴訟」制度－その制度と日米比較－	1991/ 7/ 5
第 3 1 号	英国の 1 9 9 1 年統一地方選挙	1991/ 6/14
第 3 0 号	ウィディコム委員会報告と 1 9 8 9 年地方自治住宅法	1991/ 5/24
第 2 9 号	米国の地方公共団体の種類と機能	1991/ 4/27
第 2 8 号	英国の公共支出計画と地方団体－ 1 9 9 1 年度予算案の概要－	1991/ 4/27
第 2 7 号	フランスの地方財政	1991/ 3/15
第 2 6 号	イギリスにおける少数民族対策	1991/ 3/11
第 2 5 号	米国連邦政府 1 9 9 2 会計年度予算案について	1991/ 3/ 5
第 2 4 号	ロンドンの公園とオープン・スペース	1991/ 2/28
第 2 3 号	ニューヨーク州財政及び 9 1 年度予算の概要	1991/ 2/ 8
第 2 2 号	イギリス中央政府の機構－地方団体に対する関与機構－	1991/ 1/18
第 2 1 号	ニューヨーク州の地方自治制度	1991/ 1/ 7